

京都市交通局管理規程第2号

京都市交通局職員服務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年7月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局職員服務規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員服務規程の一部を次のように改正する。

第26条、第29条第1項及び第30条中「駅務員」を「駅職員」に改める。

第33条中「主任」の右に「、自動車検査技師」を加える。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)